

1. 目的

長野県内の加工食品等製造事業者等の事業活動を支援するため、スーパーマーケットを中心とする食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会であるスーパーマーケット・トレードショーに長野県パビリオンを設置し、出展事業者と小売業及び卸商社等との商談を支援します。

2. 第 57 回スーパーマーケット・トレードショー2023 の概要

(ア) 会期 令和 5 年（2023 年）2 月 15 日（水）から 17 日（金）の 3 日間

10 時から 17 時まで（最終日は 16 時まで）

(イ) 会場 幕張メッセ全館（千葉市美浜区中瀬 2-1）

(ウ) 主催 一般社団法人全国スーパーマーケット協会

(エ) 後援 経済産業省、厚生労働省、東京商工会議所、アメリカ大使館、農産物貿易事務所他

(オ) SMTS2023 公式ホームページ URL <https://www.smts.jp/jp/index.html>

3. 長野県パビリオンの概要

(ア) 会場内の場所 10 ホール、地方・地域産品ゾーン、小間番号 10-204、規模 198 ㎡

(イ) 出展テーマ 長野県の地域資源等を活用した食品

(ウ) 出展者数 34 社程度

(エ) 装飾 パビリオン上部に長野県による出展であることがわかる装飾を施す。

(オ) 設備等

① 出展者が商品を展示するための展示台（幅 150cm 程度）を設ける。（各社 1 台）

② 出展者が試食品等の調理を行うための作業場を設ける。

③ 共用の流し台、手洗い台を設ける。

(カ) 来場者への PR

① 長野県営業局が運営する「しあわせ商談サイト NAGANO」に、出展者特集ページを設け、来場者に商品情報を提供し出展商品の特長を PR する。

② 出展者の代表出展商品を掲載したパンフレットを作成し来場者に配布する。

③ 長野県が推進する「おいしい信州ふード」に関する特設ブースを設置し PR する。

(キ) 当機構の中村胤夫マーケティング特別顧問（長野県政参与、元株三越社長）により本事業の運営に関する助言・指導を受けるとともに出展者への助言を行う。

4. 出展者募集数 34 社程度

5. 応募要件（出展対象者と出展対象商品）

(ア) 長野県内で食品（飲料を含む。）を製造している事業者で、長野県内に本社または事業所を有する者のうち、次の①または②のいずれかに該当する者。

① 資本金の額または出資の総額が 3 億円以下

② 常時使用する従業員の数が 300 人以下

(イ) 食品を製造している事業者が出展する商品は、長野県内で製造・生産された商品で、自社で製造していることが表示されているもの。

- (ウ) 長野県外に本社を有する事業者にあつては、長野県内に有する事業所で製造した商品に限り出展対象商品とすることができる。(他県の事業所・工場で製造された商品は出展できない。)
- (エ) 農業者にあつては、「おいしい信州ふード」をはじめとする農畜水産物を生産する長野県内の農産物生産者で、出展商品は自ら生産する長野県産農畜水産物であること。またはそれらを主原料として自ら製造していることが表示された加工食品を出展するものであること。ただし、委託製造している場合は、自らが販売者として表示されているもの。
- (オ) 出展商品は、食品表示法及び関連法令が定める基準を満たしたものであること。
- (カ) 次に掲げるいずれかの商談会への参加出展実績があること。
  - ① おいしい信州ふード発掘商談会（東京会場または名古屋会場）  
（令和2年度から実施しているおいしい信州ふード発掘 WEB 商談会の参加出展実績は含まない。）
  - ② スーパーマーケット・トレードショー長野県パビリオン
  - ③ 国際食品・飲料展/FOODEX JAPAN 長野県パビリオン
  - ④ 日本の食品輸出 EXPO 長野県ブース

## 6. 出展審査基準

項目 5.応募要件（出展対象者及び出展対象商品）に掲げる要件について審査します。要件を満たす申込者が募集数を上回る場合は次の項目に即して審査し選定します。

- (ア) 令和4年度消費財マーケティング強化事業重点支援事業者を最大3社まで優先する。
- (イ) 令和3年度消費財マーケティング強化事業重点支援事業者を最大2社まで優先する。
- (ウ) スーパーマーケット・トレードショー長野県パビリオンへの過去5年（2022年2月、2020年2月、2019年2月、2018年2月）の出展回数が少ない事業者を優先する。
- (エ) 主たる出展商品が、長野県が定める「信州ブランド推進重点品目」若しくは「ブランド力育成支援品目」を生産製造する事業者または「信州ブランド推進重点品目」若しくは「ブランド力育成支援品目」に定める農産物等を主たる原材料とした加工食品を製造する事業者を優先する。
- (オ) 長野県の「NAGANO ものづくりエクセレンス」事業で認定された製品及び技術を有する事業者を優先する。
- (カ) 上記(ア)から(オ)の審査結果においても同実績で出展者の選定をできない場合は、直近決算期の売上高がより小さい事業者を優先し出展者を選定する。

## 7. 出展者負担金

- (ア) 出展者負担金は、出展が決定した申込者によるスーパーマーケット・トレードショー長野県パビリオンの過去の出展回数により下表のとおりとします。出展回数の算入は2018年2月から2022年2月の5か年5回分の出展履歴を当機構で確認し出展者負担金を決定します。（過去の出展履歴が不明な場合は当機構へお問い合わせください。）

出展回数	出展者負担金（消費税込み）
本年度事業が初出展となる場合	120,000 円
本年度事業が2回目の出展となる場合	160,000 円
本年度事業が3回目以上の出展となる場合	200,000 円

- (イ) 審査により出展が決定した後に送付する出展決定通知書兼請求書より、指定する期日までに当機構に支払ってください。
- (ウ) 出展決定通知書兼請求書に指定する期日までに支払いのない場合には出展の決定を取り消します。

- (エ) 出展者負担金の支払い後に出展を辞退した場合には、出展者負担金は返金いたしません。
- (オ) 出展に伴うその他の経費はすべて出展者の負担とします。(交通費、展示品運搬費、宿泊代、展示商品等に係る費用等。また、長野県パビリオンの基本設備以外に出展者が設置する設備・機器の費用及び電気料金等)

## 8. 出展者の決定

提出された書類をもとに審査を行い決定し、選定結果を書面により申込者に通知します。審査の内容に関する問い合わせには応じることはできません。

## 9. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の実施

- (ア) 出展者バッジは、1社につき2枚までを上限として配布します。
- (イ) 取引先を会場に招待するための来場者用招待券は、必要に応じ1社につき120枚を上限として配布します。(後日希望調査を実施します。)
- (ウ) 出展者は主催者が作成する出展の手引き及び当機構が作成するガイドラインを遵守し出展してください。(出展者説明会等で開示します。)

## 10. 申込方法

(ア) 締切日時 令和4年11月24日(木)17時

(イ) 出展申込フォームの入力

- ① 当機構ホームページの「SMTS2023 長野県パビリオン出展者募集ページ」から出展申込フォームに進み必要事項を入力してください。
  1. SMTS2023 長野県パビリオン出展者募集ページ URL  
<https://www.nice-o.or.jp/info/info-3990/>
  2. 出展申込フォーム URL  
<https://www.nice-o.or.jp/formpage/form006/>
- ② 代表出展商品1点について FCP 展示会商談会シートを作成し、フォーム上からアップロードしてください。
- ③ FCP シートのファイルサイズが2MBを超える場合は、電子メールに添付し当機構あてに送信してください。メールアドレス hanro@nice-o.or.jp
- ④ 情報入力完了し送信ボタンを押すと、入力内容が記載された電子メールが自動配信されます。電子メールの受信を確認してください。申込フォームへの入力と FCP シートの提出をもって申込手続きの完了です。

## 11. 出展者説明会の開催

- (ア) 出展決定者を対象にオンラインで説明会を開催します。出展者は必ず参加してください。
- (イ) 説明会には、主催者事務局(全国スーパーマーケット協会)及び長野県パビリオンの装飾施工業者を招き、スーパーマーケット・トレードショーの活用方法と出展にかかる注意事項、新型コロナウイルス感染防止対策等について説明します。

## 12. 実施状況調査について

当機構は出展者に対して下表の実施状況調査を行います。出展者はこの調査に必ず回答してください。

実施時期	主な調査内容
(ア) 会期中調査（毎日）	・ 名刺交換件数 ・ 当日成立の商談件数及び金額 ・ 特徴的な商談内容
(イ) 3か月後調査	・ 取引成立件数及び金額
(ウ) 6か月後調査	・ 取引成立バイヤー企業名 ・ 今後の商談実施計画

## 13. その他

出展を予定する商品が冷凍・冷蔵を要する場合は、自社小間内に冷凍冷蔵庫やショーケース等を設置し冷凍・冷蔵品の保管を行ってください。

## 14. スーパーマーケット・トレードショー長野県パビリオン事務局

公益財団法人長野県産業振興機構

マーケティング支援部 担当：大給（おぎゅう）

電話 026-235-7246 ファックス 026-235-7387 電子メール hanro@nice-o.or.jp